

事 務 連 絡  
平成 25 年 3 月 25 日

日本人材派遣協会  
九州地域協議会会長 殿

福岡労働局職業安定部長  
(需給調整事業課)

「若者チャレンジ奨励金」等の御案内について

職業安定行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

改正労働者派遣法につきましては、昨年 10 月に施行され、派遣元事業主の皆様へ一定の有期雇用の派遣労働者について、無期雇用への転換促進措置が努力義務化されるなど、派遣労働者の雇用の安定や処遇に資する内容が盛り込まれたところです。

また、派遣労働者をはじめとしたいわゆる非正規雇用の労働者は、近年、若年層を中心に増加しており、正規雇用の労働者と比べ、雇用が不安定である、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい等の指摘がされているところです。

このような状況を踏まえ、今般、政府全体の中で、日本経済再生に向けた取組は企業の競争力の強化にとどまらず、若者等が成長の果実を最大限享受するとともに、その活躍を積極的に推進することで成長を押し上げていくとの強い姿勢が示され、政府における最重要施策として、若年者・非正規雇用対策を強力に推進することが必要であるとの判断により「若者チャレンジ奨励金」が創設されたところですが、「若者チャレンジ奨励金」は、紹介予定派遣の形態で活用することも出来ますので、労働者派遣事業主であって併せて有料職業紹介事業を実施されている事業主の皆様へ別添のとおり御案内を申し上げます。

つきましては、この趣旨を御理解いただき、貴協会会員企業にパンフレットを配付していただく等「若者チャレンジ奨励金」の周知について、御協力賜りますようお願い申し上げます。

また、平成 25 年度予算の成立により、「キャリアアップ助成金」の活用が可能となりますので、併せて、周知について、御協力賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
平成25年3月25日

各 位

福岡労働局職業安定部長

「若者チャレンジ奨励金」等の御案内について

職業安定行政の推進につきましては、御協力を賜り感謝申し上げます。

改正労働者派遣法につきましては、昨年10月に施行され、派遣元事業主の皆様へ一定の有期雇用の派遣労働者について、無期雇用への転換促進措置が努力義務化されるなど、派遣労働者の雇用の安定や処遇に資する内容が盛り込まれたところです。

また、派遣労働者をはじめとしたいわゆる非正規雇用の労働者は、近年若年層を中心に増加しており、正規雇用の労働者と比べ、雇用が不安定である、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい等の指摘がされているところです。

このような状況を踏まえ、今般、政府全体の中で、日本経済再生に向けた取組は企業の競争力の強化にとどまらず、若者等が成長の果実を最大限享受するとともに、その活躍を積極的に推進することで成長を押し上げていくとの強い姿勢が示され、政府における最重要施策として、若年者・非正規雇用対策を強力に推進することが必要であるとの判断により「若者チャレンジ奨励金」が創設されたところです。

この「若者チャレンジ奨励金」は、派遣労働者につきましては、紹介予定派遣の形態で活用することも出来ますので、是非、御活用いただきますよう御案内申し上げます。

また、平成25年度予算の成立により、「キャリアアップ助成金」の活用が可能となりますので、あらかじめ御案内申し上げます。

つきましては、下記の若年者・非正規雇用対策に係るリーフレットを別添のとおり送付しますので御活用願います。

記

- 1 「若年者・非正規雇用労働者」の採用や人材育成および企業内のキャリアアップ
- 2 若者チャレンジ奨励金（派遣先事業主活用型）
- 3 キャリアアップ助成金